

平成27年度から

介護保険制度 が改正されます

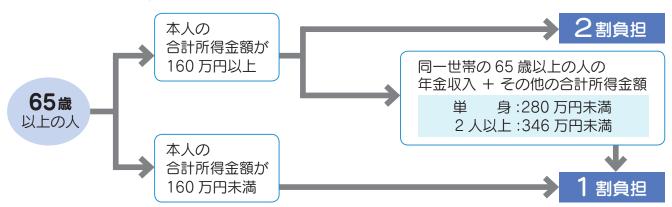
「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の成立により、介護保険制度が平成27年4月から段階的に改正されます。

◎問い合せ先 高齢福祉課(☎82-1172)

1 平成 27 年 8 月から

利用者の負担割合が変わります

原則として本人の合計所得金額が160万円以上の場合,利用者負担割合が2割になります。ただし、本人の合計所得金額が160万円以上であっても、同一世帯に65歳以上の人が1人の場合、年金収入+その他の合計所得金額(給与収入や事業収入から給与所得控除や必要経費を控除した金額)が280万円未満、2人以上の場合、346万円未満であれば1割負担のままとなります。要介護、要支援の認定を受けた人全員に、負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付しますので、同証でご自身の負担割合を確認してください。また、利用者負担割合が2割の人も利用者負担限度(高額介護サービス費)制度がありますので、必ずしも負担が2倍になるわけではありません。



2 平成 27 年 8 月利用分から

高額介護サービス費の利用者負担限度額が一部引き上げられます

課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の人がいる世帯は、利用者負担限度額が 3 万 7,200 円から 4 万 4,400 円に引き上げられます。ただし、同一世帯に 65 歳以上の人が 1 人の場合、収入が 383 万円未満, 2 人の場合, 520 万円未満であれば、申請により限度額が 3 万 7,200 円になります。

3 平成27年8月から

負担限度額認定にかかる適用条件が変わります

施設に入所している低所得者の人は、食費と居住費が軽減されています。平成27年7月までは住民税非課税世帯であることが適用条件となりますが、8月からはこれまでの条件に加え、①別世帯に配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税者であること、②預貯金などの資産が単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下であることが追加されます。